

岩手県選挙管理委員会告示第 53 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町三丁目 1 番地	平成 18 年 3 月 8 日
	奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持 40 番地	平成 18 年 3 月 10 日